

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（重要事項説明書）

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設しらかみのさと（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出した以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 利用料金はサービス提供最終日に窓口にてお支払下さい。

上記によりがたい場合は御相談下さい。

3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 4 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当施設の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は法令等に基づき損害賠償いたします。（当施設は全国老人保健施設協会と損害賠償保険契約を結んでおります）

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

(賠償責任)

第 12 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとしします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとしします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとしします。

介護老人保健施設しらかみのさのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人敬生会 介護老人保健施設しらかみのさと
- ・開設年月日 平成13年4月1日
- ・所在地 青森県西津軽郡深浦町大字関字小島崎53-1
- ・電話番号 0173-84-3111
- ・FAX番号 0173-84-3112
- ・管理者名 越前 美保
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0252180021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

介護老人保健施設しらかみのさと運営方針

- 1 当施設では、短期入所療養介護計画(介護予防短期入所療養介護計画)に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1			診療・健康管理指導
・看護職員	9		1	医師の診療補助
・介護職員	28		4	日常生活援助
・支援相談員	1			利用者及び家族相談援助
・作業療法士	4 (兼務)			機能回復・予防訓練指導
・管理栄養士	1			栄養管理指導
・介護支援専門員	4 (兼務)			施設サービス計画作成等
・事務職員	4			会計業務・行政手続等
・その他	2			施設維持管理、運転業務

- (4) 入所定員等
- ・定員 100 名 (うち認知症専門棟 40 名)
 - ・療養室 個室 12 室 2 人室 4 室 4 人室 20 室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) と計画の立案
- ② 食事
 - 朝食 8 時 00 分～
 - 昼食 12 時 00 分～
 - 夕食 18 時 00 分～
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
 - * これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人敬生会 越前医院
 - ・住 所 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字富田 220-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 ハッピーデンタルクリニック
 - ・住 所 青森県つがる市木造浮巢 54-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、午前8時から午後8時迄とします。
- ・ 外出・外泊は、外出・外泊場所、期間、連絡先を届け出、承認を得るものとします。
- ・ 飲酒・喫煙は管理者の了解を得た上で、所定の場所で行って下さい。
- ・ 火気の取扱いは十分注意し、居室等での火気使用は禁じます。
- ・ 設備・備品の利用は、職員へ申し出て下さい。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、管理者の了解を得て下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則施設預かりとします。
- ・ 外泊時等の容態変化時等は直ちに施設に連絡を入れ、当施設医師と協議しその対応を決定して下さい。
- ・ ペットの持ち込みは禁止します。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器15本、消火栓10箇所、火災通報装置、火災報知器
- ・ 防災訓練 年2回（うち1回は夜間を想定）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設の苦情処理は別紙4「利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要」にて対応致します。

その他当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口でも対応致します。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）短期入所療養介護の基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

	<個室>	<多床室>
・要介護 1	7 3 8 円	8 1 3 円
・要介護 2	7 8 4 円	8 6 3 円
・要介護 3	8 4 8 円	9 2 5 円
・要介護 4	9 0 1 円	9 7 7 円
・要介護 5	9 5 3 円	1, 0 3 1 円
・サービス提供体制強化加算 介護職員の80%以上が介護福祉士又は35%が10年以上勤務の介護福祉士		2 2 円
・夜勤職員配置加算 41人以上の施設で20人に1人以上の夜勤職員配置		2 4 円

注：要介護度別施設利用料に上記加算を加えたものが基本料金となります。

（2）短期入所療養介護加算関係

* 認知症専門棟入所の場合は上記施設利用料に76円加算されます。

- | | |
|--|--------------|
| ①病状が重篤となり救命救急医療を行った場合（1ヶ月3日限度） | 5 1 8 円回 |
| ②医師の指示に基づく療養食を提供した場合 | 8 円／回 |
| ③個別リハビリテーションが行われた場合 | 2 4 0 円／日 |
| ④医師が認知症の行動・心理症状が認められるために在宅の生活が困難で緊急に利用することが
適当であると認めた者に対して。（7日限度） | 2 0 0 円／日 |
| ⑤若年性の認知症患者を受入、利用者ごとに個別担当者を定めサービス提供を行った場合 | 1 2 0 円／日 |
| ⑥送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合） | 片道につき1 8 4 円 |

※介護職員処遇改善加算として1ヶ月のサービス費に9.0%の加算額が上乗せされます

(3) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

- ① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

	<個室>	<多床室>
・要支援1	566円	601円
・要支援2	711円	758円
・サービス提供体制強化加算 介護職員の80%以上が介護福祉士又は35%が10年以上勤務の介護福祉士		18円
・夜勤職員配置加算 41人以上の施設で20人に1人以上の夜勤職員配置		24円

注：要介護度別施設利用料に上記加算を加えたものが基本料金となります。

(4) 介護予防短期入所療養介護加算関係

※認知症専門棟入所の場合は上記施設利用料に76円加算されます。

- ①病状が重篤となり救命救急医療を行った場合（1ヶ月3日限度） 518円／回
- ②医師の指示に基づく療養食を提供した場合 8円／食
- ③個別リハビリテーションが行われた場合 240円／日
- ④医師が認知症の行動・心理症状が認められるために在宅の生活が困難で緊急に利用することが
適当であると認めた者に対して。（7日限度） 200円／日
- ⑤若年性の認知症患者を受入、利用者ごとに個別担当者を定めサービス提供を行った場合 120円／日
- ⑥送迎代（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合） 片道につき184円

※介護職員処遇改善加算として1ヶ月のサービス費に9.0%の加算額が上乗せされます

(5) その他の料金

- ① 食費／1日 ・朝食 515円 ・昼食 515円 ・夕食 515円＊
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 滞在費（療養室の利用費）／1日＊
・従来型個室 1,728円
・多床室 697円
（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料1をご覧ください。

- ③ 理美容第 2,000円
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

④ 健康管理費 実 費
インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑤ 私物の洗濯代 3 5 0 円/kg
私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

(4) 支払い方法

- ・ サービス利用最終日の翌月に請求書を発行しますので窓口にてお支払下さい。
- ・ 上記により難しい場合は御相談下さい。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設しらかみのさとは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名 介護老人保健施設しらかみのさと
サービスの種類 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口を支援相談員・事務長が対応する。

TEL 0173-84-3111

FAX 0173-84-3112

担当者 支援相談員 岩谷 直人 長谷川 亘

対応時間 平日 8:00～17:00（事業所営業時間）

※上記時間以外、又は担当者不在時でも職員にお話下さい。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 1) 利用者からの苦情については、担当の窓口を設け、支援相談員・事務長の他従事する職員が迅速かつ適正に対応する。
- 2) 苦情（相談）があった場合、担当職員が利用者（家族）に直ちに連絡を取り、事実を確認する。必要があれば利用者（家族）宅を訪問する。
- 3) 苦情（相談）が施設サービス計画に関するものである場合、担当者に事情を確認し、必要に応じて担当者会議を行う。
- 4) いずれの場合も、速やかに具体的な対応方針を定め、苦情処理担当者が利用者（家族）に説明する。
- 5) 苦情の記録は台帳に保管し、再発の防止に役立てるものとする。

3 その他参考事項

- 1) 毎日行う打合せ等における確認等、苦情が出ない環境作りを心がける。
- 2) 苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、それに伴う助言、指導があった場合には速やかに対応して必要な改善を行う。

青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336

深浦町（福祉課） 0173-74-2111

鯉ヶ沢町（ほけん福祉課） 0173-72-2111

地域健康福祉部福祉こども総室 0173-35-2156
（西北地方福祉事務所）

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階にある次のような方です。

【利用者負担第 1 段階】

生活保護を受けておられる方、もしくは世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者

の方、預貯金額 1,000 万（夫婦の場合 2,000 万）以下の方

【利用者負担第 2 段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が 80.9 万円以下の方、預貯金額 650 万（夫婦の場合 1,650 万）以下の方

【利用者負担第 3 段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が 80.9 万円超 120 万円以下の方、預貯金額 550 万（夫婦の場合 1,550 万）以下の方

【利用者負担第 3 段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が 120 万円超の方、預貯金額 500 万（夫婦の場合 1,500 万）以下の方

【利用者負担第 4 段階（基準費用額）】

本人が市町村民税非課税者、または世帯（配偶者も含む）に市町村民税の課税者がいる者
預貯金額が基準額を超えるもの

- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）《介護老人保健施設しらかみのさと》

段 階	食 費	利用する療養室のタイプ	
		個 室	多床室
利用者負担第 1 段階	3 0 0	5 5 0	0
利用者負担第 2 段階	3 9 0	5 5 0	4 3 0
利用者負担第 3 段階①	6 8 0	6 5 0	4 3 0
利用者負担第 3 段階②	1, 4 2 0	1, 4 7 0	5 3 0
基準費用額（第 4 段階）	1, 5 4 5	1, 7 2 8	6 9 7

介護老人保健施設短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

介護老人保健施設しらかみのさつを入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙１、別紙２、別紙３及び別紙４を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

印

＜利用者の身元引受人＞

住 所

氏 名

印

医療法人敬生会

介護老人保健施設しらかみのさつ

管理者 越 前 美 保 殿

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第 10 条 3 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	